

ISSUE APPROVED

NO. FAN-038                      DATE S49. 12. 10                      (SUPERSEDES NO.                      )  
REV. T                              DATE R5. 3. 9                              (SUPERSEDES NO.                      )  
REASON

## FA-200 定時点検項目の改訂及び 1000 時間点検項目設定について

今回、FA-200 の過去 4 年に渡る整備実績を基に、これを分析し、従来の定時点検項目を見直し、航空局監修の基に定時点検（50、100、500 時間点検）項目の改訂と 1000 時間点検項目の設定を行いました。

このサービス・ニュース別添リスト（定時点検表、日常点検及びカレンダー検査点検表、3000 時間特別点検表）を、FA-200 サービス・マニュアル定期点検表（表 3-5、1/4～3/4）と差換及び追加して使用して下さい。

昭和 58 年 4 月 5 日付で、航空局承認のもとに「時間限界部品の名称及び限界使用時間」として“エンジン駆動燃料ポンプ出口部ティ”を航空局承認のもとに設定したので、FA-200 サービス・マニュアルに追加使用して下さい。

今回、9000 時間特別点検項目を新たに設定致しました。（F 改訂）

既発行の定時点検表及び 3000 時間特別点検表等と共に、この「9000 時間特別点検表」を追加使用して下さい。

FA-200-160 及び FA-200-180 の型式設計変更に関連した定時点検内容を追加しました。（G 改訂）

既発行の定時点検表及び 3000 時間特別点検表等に差換えて使用して下さい。

FA-200-160 及び FA-200-180 の型式設計変更（a～c 参照）に関連した定時点検内容及び時間交換部品の取扱いに関する内容を変更及び追加しました。（H 改訂）

既発行の日常点検及びカレンダー検査点検表及び時間交換部品の名称及び取扱要領頁に差換えて使用して下さい。

- 主翼主桁前フェレットへの検査孔の追加及び主桁下部フランジの排水経路の確保（航空局承認 第 20-14-A1 号及び第 22-10-A1 号（H18. 1. 23））
- エンジン使用可能時間の変更（AE10-360-B1B）（航空局承認 第 22-10-A2 号（H18. 3. 7））
- 新型バッテリー（RG-35A）の追加（航空局承認 第 20-14-A2 号及び第 22-10-A3 号（H18. 4. 3））

（I 改訂は欠番）

運輸安全委員会が発行した航空重大インシデント調査報告書（AI2014-1）に関連し、マスターシリンダの“O”リングの取扱いに関する内容を変更及び追加しました。（J 改訂）

参考注記の追加、記述明確化及び誤記を訂正しました。（K 改訂）

非常信号灯の代替品追加の型式設計変更（航空局承認 第 20-17-A001 号及び第 22-14-A001 号）に関連し、非常信号灯の廃棄時間に関する内容を追加しました。（L 改訂）

真空ポンプの代替品追加の型式設計変更（航空局承認 第 20-17-A002 号及び第 22-14-A002 号）に関連し、真空ポンプの使用可能時間に関する内容を追加しました。（M 改訂）

真空ポンプ使用可能時間について対象部品明確化。（N 改訂）

（O 改訂は欠番）

3000 時間特別点検表のボルト代替品追加及び対象ボルトの明確化。（P 改訂）

（Q 改訂は欠番）

「時間交換部品の名称及び取扱要領」について法令等改正の反映及び指示明確化。(R 改訂)

(S 改訂は欠番)

3000 時間特別点検表にて標準部品等の読み替えマニュアル適用に関する注記 2 を追加し注記欄を移動。(T 改訂)

点検月日 \_\_\_\_\_

50、100、500、1000 時間エンジン部点検表

目 的 \_\_\_\_\_

点 検 者 \_\_\_\_\_

定期点検表						
項目及び 番 号	実 施 項 目	点 検 時 間 (Hr)				
		50	100	500	1000	
エ ン ジ ン 部	1	燃料ストレーナーの清掃	○	○	○	○
	2	燃料ストレーナーの点検	○	○	○	○
	3	エンジン補助燃料ポンプ・ストレーナーの点検及び清掃 (FA-200-160)		○	○	○
	4	インジェクター(又はキャブレター) フィルターの点検及び 清掃(必要に依り燃料抜き)	○	○	○	○
	5	滑油冷却器の点検及び清掃			○	○
	6	滑油冷却器の耐圧点検				○
	7	シリンダー・ロッカーボックス漏洩の点検	○	○	○	○
	8	スターター及びオルタネーター取付点検	○	○	○	○
	9	オルタネーターベルト、テンションの点検		○	○	○
	10	吸気フィルターの清掃及び損傷点検	○	○	○	○
	11	滑油ストレーナーの点検及び清掃(2ヶ所)	○	○	○	○
	12	吸気ダクトの損傷点検	○	○	○	○
	13	エンジン架の損傷及び取付の点検		○	○	○
	14	エンジン架取付ボルト、トルク点検				○
	15	エンジン・ショック・マウントの老化及び取付の点検		○	○	○
	16	エンジン・ショック・マウント取付ボルト、トルク点検				○
	17	補機類取付の点検		○	○	○
	18	シリンダーの損傷を点検	○	○	○	○
	19	カウリング及びバッフルの損傷及び取付を点検	○	○	○	○
	20	電線の損傷及び取付を点検		○	○	○
	21	点火栓の点検、清掃及びギャップ調整(必要に応じ)	○	○	○	○
	22	点火栓エルボー及び高圧電線損傷点検	○	○	○	○
	23	マグネット・ポイント及び点火時期の調整		○	○	○
	24	マグネットを取外し、清掃及び必要に依り給油			○	○
	25	配管の損傷、特にオイルクーラー・チューブの損傷、及び漏 洩、取付の点検	○	○	○	○
	26	排気管及びマフラーの損傷、ガス漏れ及び取付部の点検	○	○	○	○
	27	暖房ダクトの損傷及びヒーターバルブの作動点検		○	○	○
	28	エンジン操作系統の取付、作動点検と調整	○	○	○	○
	29	真空リリーフ・バルブの点検、清掃		○	○	○
	30	吸気バルブの損傷、ガタ等の点検及び作動の円滑さの点検		○	○	○

定期点検表

項目及び 番号		実施項目	点検時間 (Hr)			
			50	100	500	1000
エ ン ジ ン 部	31	エンジン・オイルの交換	○	○	○	○
	32	オイル・セパレータ及びオイル・バルブの漏洩、損傷及び取付を点検 (AEIO-360-B1B エンジン搭載機体に適用)	○	○	○	○
	33	オイル・セパレータ及びオイル・バルブの点検及び清掃 (AEIO-360-B1B エンジン搭載機体に適用)			○	○
	34	排気管及び熱交換器組立 (カバー除く) のダイチェック				○

点検月日 \_\_\_\_\_

50、100、500、1000 時間プロペラ部点検表

目 的 \_\_\_\_\_

点 検 者 \_\_\_\_\_

定 期 点 検 表						
項目及び 番 号		実 施 項 目	点 検 時 間 (Hr)			
			50	100	500	1000
プロ ペ ラ 部	1	ハブのクラックを点検 (FA-200-180)	○	○	○	○
	2	ブレードの損傷点検	○	○	○	○
	3	スピナー及びバルクヘッドの点検	○	○	○	○
	4	プロペラ取付状態点検	○	○	○	○
	5	プロペラ取付ボルト・トルク点検				○

点検月日 \_\_\_\_\_

目 的 \_\_\_\_\_

点 検 者 \_\_\_\_\_

50、100、500、1000 時間客室部点検表

定期点検表						
項目及び 番 号	実 施 項 目	点 検 時 間 (Hr)				
		50	100	500	1000	
客 室 部	1	操縦輪組立の損傷及び作動点検				○
	1A	操縦輪組立ロック・ピン孔部にクラック等の異常がないか 10 倍ルーペで点検		○	○	○
	2	ペダル機構各部の破損、摩耗、腐食、ガタ等の点検、取付状 態点検				○
	3	方向舵トリム機構の各部の損傷、スプリングの機能点検				○
	4	エルロン、方向舵、エレベーター、エレベーター・タブ、及 びフラップ操作系統の各部損傷、取付点検				○
	5	各動翼、フラップ及びエレベーター・タブ操作の円滑度作動 点検				○
	6	各操作装置 (暖房、プライマー、スロットル、ミクスチャー) の操作点検	○	○	○	○
	7	操縦系統のスプロケット、チェーン、ターンバックル、プー リー及びケーブルの点検		○	○	○
	8	マスターシリンダーの油量及び漏洩を点検	○	○	○	○
	9	(削除)				
	10	パーキング・ブレーキ、ブレーキ・ケーブルの作動を点検	○	○	○	○
	11	真空系統フィルター交換及び作動点検、調整			○	○
	12	窓ガラスの損傷及び可動風防の作動点検	○	○	○	○
	13	室内装飾品の損傷点検	○	○	○	○
	14	座席、安全ベルトの外観及び作動状態、ロック機構の異常有 無	○	○	○	○
	15	着陸、航法、室内及び計器ライトを点検	○	○	○	○
	16	燃料開閉弁又は燃料切換弁の作動を点検	○	○	○	○
	16-1	燃料切換弁のクリアランスを点検 (#101 号機以降及びサー ビス通信 FAS-032 を実施した機体)		○	○	○
	17	磁気コンパス修正表の有無を点検	○	○	○	○
	18	無線機の取付及び機能点検 (実機確認)		○	○	○
	19	携帯用消火器の点検		○	○	○
	20	燃料配管、サンプタンク、バルブの損傷及び取付点検		○	○	○
21	水平儀、定針儀フィルターの点検				○	
22	給油	○	○	○	○	

点検月日 \_\_\_\_\_

50、100、500、1000 時間脚部点検表

目 的 \_\_\_\_\_

点 検 者 \_\_\_\_\_

定 期 点 検 表						
項目及び 番 号	実 施 項 目	点 検 時 間 (Hr)				
		50	100	500	1000	
脚 部	1	ホイールを取外し、ベアリングの点検及びグリース交換		○	○	○
	2	ブレーキ・ライニング及びディスクの摩耗点検		○	○	○
	3	ホイールのクラック及びボルトの損傷を点検	○	○	○	○
	4	タイヤの摩耗及び変形の点検	○	○	○	○
	5	ブレーキ配管の点検	○	○	○	○
	6	前脚ステアリング操作、調整状態及び作動量の点検	○	○	○	○
	7	オレオ圧、タイヤ圧の点検調整	○	○	○	○
	8	シミー・ダンパーの油量、漏洩及び取付点検	○	○	○	○
	9	脚取付部の点検			○	○
	10	脚構成部品の損傷、腐食等の点検		○	○	○
	11	脚柱取付ボルトのトルク点検（前、主脚）				○
	12	脚トルクニーのガタ及びオレオのガタ等の点検		○	○	○
	13	オレオ油量の点検		○	○	○
	14	接地線の取付状態点検		○	○	○
	15	ブレーキ及びパーキング・ブレーキ操作機構の各部品の損傷点検、取付状態、漏れの形跡の有無点検		○	○	○
	16	ブレーキ系統の注油及び空気抜き実施				○
	17	給油	○	○	○	○

点検月日 \_\_\_\_\_

目 的 \_\_\_\_\_

点 検 者 \_\_\_\_\_

50、100、500、1000 時間主翼部点検表

定期点検表						
項目及び 番 号	実 施 項 目	点 検 時 間 (Hr)				
		50	100	500	1000	
主 翼 部	1	主翼の取付状態点検				○
	2	主翼の取付ボルト、トルク点検 (20ヶ所) マニュアル図 7-9 *1 : A-1, A-2, A-9, A-10, B-1, B-2, B-9, B-10, C-1, C-2				○
	3	主翼の取付ボルト締付点検 (全数)		○	○	○
	4	主翼前後補桁金具の取付リベットの状態及び取付ボルト孔 の摩耗状態 (胴体及び主翼側共)				○
	5	主翼後補桁取付ボルトのトルク点検				○
	6	主翼根小骨 (前縁、中央、後縁) の変形等の点検				○
	7	主翼表面、先端翼の損傷及び歩行面の状態点検	○	○	○	○
	8	補助翼、取付金具、ケーブル、プーリー、ベルクランクの損 傷及び作動を点検		○	○	○
	9	エルロン取付ヒンジの損傷点検 (エルロン取外し点検)				○
	10	フラップならびに取付金具の損傷及び作動を点検	○	○	○	○
	11	フラップ取付ヒンジの損傷点検 (フラップ取外し点検)				○
	12	主翼各小骨及びストリンガーのフランジの結合状態				○
	13	燃料タンク取付状態、配管の漏洩点検		○	○	○
	14	燃料タンクの補給口及び標識の点検	○	○	○	○
	15	フラップ及び補助翼のボンディング・ワイヤ点検		○	○	○
	16	燃量計発信器の作動点検	○	○	○	○
	17	エルロン組立の亀裂、変形、摩耗、腐食、鉸のゆるみ点検 (取 外し点検)				○
	18	フラップ組立の亀裂、変形、摩耗、腐食、鉸のゆるみ点検 (取 外し点検)				○
	19	電気系統各配線、プラグ、ターミナル等の損傷、腐食、老化 等の点検				○
	20	左右翼端灯取付、破損、汚損等の点検		○	○	○
	21	着陸滑走灯取付、破損、汚損等の点検		○	○	○
	22	失速警報リミット・スイッチの取付、損傷の点検		○	○	○
	23	ピトー管の取付、損傷、つまり点検		○	○	○
	24	ブレーキ配管の点検	○	○	○	○
	25	操縦系統の各部品取付損傷、ストッパーの取付点検				○
	26	着陸灯取付部構造—サポートの損傷、亀裂点検				○
	27	操縦系統ケーブルテンション調整確認				○

定期点検表						
項目及び 番号		実施項目	点検時間(Hr)			
			50	100	500	1000
主 翼 部	28	各動翼舵角の調整確認				○
	29	燃料系統の漏洩試験				○
	30	ピトー系統の漏洩試験				○
	31	給油	○	○	○	○
*1 : マニュアル No.FA200-102、FA200-103 及び FA200-105 のマニュアルでは、当該図に相当する 図番号は図 7-8 である。						

点検月日 \_\_\_\_\_

50、100、500、1000 時間胴体及び尾部点検表

目 的 \_\_\_\_\_

点 検 者 \_\_\_\_\_

定期点検表						
項目及び 番 号	実 施 項 目	点 検 時 間 (Hr)				
		50	100	500	1000	
胴 体 及 び 尾 部	1	尾翼表面及び胴体表面の損傷点検		○	○	○
	2	前後固定風防ラッチ受けの損傷、ゴムシールの老化、剥れの点検		○	○	○
	3	方向舵ヒンジ及びホーン金具の損傷と作動を点検		○	○	○
	4	昇降舵タブ・ヒンジ及びホーン金具の損傷と作動を点検		○	○	○
	5	トリム機構の点検		○	○	○
	6	補助翼、昇降舵、方向舵、トリムのケーブル、ターンバックル、フェアリード、プーリーの損傷と作動を点検		○	○	○
	7	方向舵ケーブル (特に#1 プーリー部) の素線切れの点検 (ケーブルを弛めて点検)				○
	8	隔壁、ストリンガーの損傷点検		○	○	○
	9	アンテナ取付及び電線の点検		○	○	○
	10	昇降舵及び方向舵のボンディング・ワイヤーの点検		○	○	○
	11	静圧系統の水抜き	○	○	○	○
	12	ピトー配管の水抜き	○	○	○	○
	13	水平安定板、エレベーター取付ヒンジの損傷点検 (エレベーター取外し点検)				○
	14	水平安定板、取付ボルト、トルク点検				○
	15	垂直安定板、ラダー取付ヒンジの損傷点検 (ラダー取外し点検)				○
	16	垂直安定板取付ボルト、トルク点検				○
	17	エレベーター組立 (左右) の亀裂、変形、摩耗、腐食、銹のゆるみ、ガタの点検、エレベーター・ホーン及びヒンジ部の破損、摩耗、腐食の点検 (取外し点検)				○
	18	ラダー組立の構造の異常、ガタ、衝突防止灯、放電索の取付損傷点検、トリム・タブの損傷点検 (取外し点検)				○
	19	昇降舵タブ組立、操作機構の各部品損傷取付、ガタ点検				○
	20	各操縦系統の索、滑車、ロッド、ガイド等の損傷、取付状態点検				○
	21	エレベーター、方向舵のストッパー取付状態、損傷、摩耗点検				○
	22	電気無線系統の各配線、プラグ、ターミナル、スイッチ、リレー等の破損、腐食、老化等の点検、取付状態の点検				○
	23	ヒーター、デフロスター系統の各部品、特にダクトの破れ点検		○	○	○

定期点検表						
項目及び 番号		実施項目	点検時間(Hr)			
			50	100	500	1000
胴 体 及 び 尾 部	24	静圧系統の各配管、フィッティング等の損傷点検（計器配管含む）、静圧孔の汚損、破損の点検				○
	25	操縦系統のケーブルテンションの調整、確認				○
	26	各動翼舵角の調整、確認				○
	27	静圧系統の漏洩試験				○
	28	重量重心の測定（必要に依り）				○
	29	給油	○	○	○	○

点検月日 \_\_\_\_\_

日常点検及びカレンダー検査点検表

目 的 \_\_\_\_\_

点 検 者 \_\_\_\_\_

番 号	実 施 項 目	点 検 時 間				
		日常	30日	60日	1年	5年
1	<u>日常点検</u> 予備ヒューズ及び予備ランプの点検	○				
1	<u>カレンダー点検</u> バッテリーの電解液面、比重、漏洩、取付の点検 (P/N: 200-383600-001 及び 200-383602-001 の場合)		○			
1A	バッテリーの容量、漏洩、取付の点検 (P/N: RG-35A の場合)				○*1	
2	救急箱の点検			○		
3	非常信号灯及び携帯灯の点検			○		
4	コンパス修正				○	
5	固定ピッチ・プロペラの取付トルク点検				○	
6	左右主翼の主桁上下フランジの腐食点検 (SB No.200-015 参照)					○
*1 : 1年又は200使用時間のいずれか早い方とする。 1年の起算日は装着年月日とする。						

番 号	実 施 項 目 *2				点検時間 (Hr)	
					3000	
1	<u>磁粉探傷検査</u>				○	
	主翼取付ボルト					
	マニュアル図 7-9 *1 :					
	A-1	NAS1304-12	2 ケ	又は NAS6604-12		
	A-2	NAS1305-12	2 ケ	又は NAS6605-12		
	A-9, B-9	NAS1305-13	4 ケ	又は NAS6605-13		
	A-10, B-10	NAS1304-13	4 ケ	又は NAS6604-13		
	C-1, C-2	NAS1306-48D	4 ケ	又は NAS6606D48 又は NAS1306-48 又は NAS6606-48		
	B-1	NAS1304-11	2 ケ	又は NAS6604-11		
	B-2	NAS1305-11	2 ケ	又は NAS6605-11		
2	主翼後補桁取付ボルト				○	
マニュアル図 7-9 *1 :						
詳細 C						
3	主脚組立取付ボルト				○	
NAS1309-52D				2 ケ		
又は NAS6609D52						
NAS1309-50D				2 ケ		
又は NAS6609D50						
4	昇降舵取付ボルト				○	
NAS1304-17D				3 ケ		
又は NAS6604D17						
AN4-10A				4 ケ		
5	方向舵取付ボルト				○	
	NAS1304-16D					1 ケ
	又は NAS6604D16					
NAS1304-17D				1 ケ		
又は NAS6604D17						

番 号	実 施 項 目 *2	点検時間 (Hr)
		3000
6	<u>磁粉探傷検査</u> 補助翼取付ボルト NAS1304-12D 2ヶ 又は NAS6604D12 NAS1304-18H 2ヶ 又は NAS6604H18	○
7	フラップ取付ボルト NAS1304-9D 4ヶ 又は NAS6604D9	○
8	前脚組立取付ボルト AN8-37 1ヶ 200-822041-003 1ヶ	○
9	E/G マウント取付ボルト [9点支持] NAS1305-25D 7ヶ 又は NAS6605D25 NAS1305-28D 2ヶ 又は NAS6605D28 [6点支持 (S/N ~243)] NAS1305-25D 2ヶ 又は NAS6605D25 NAS1305-25 2ヶ 又は NAS6605-25 又は NAS1305-25D 又は NAS6605D25 NAS1305-28 2ヶ 又は NAS6605-28 又は NAS1305-28D 又は NAS6605D28 [6点支持 (S/N 244~)] NAS1305-25D 2ヶ 又は NAS6605D25 NAS1305-25 4ヶ 又は NAS6605-25 又は NAS1305-25D 又は NAS6605D25	○
10	エンジン取付ボルト、ナット NAS1307-50D 4ヶ 又は NAS6607D50 又は AN7-35 AN310-7 4ヶ	○
*1 : マニュアル No.FA200-102、FA200-103 及び FA200-105 のマニュアルでは、当該図に相当する 図番号は図 7-8 である。 *2 : 標準部品はマニュアル No.FA200-203 によって読み替えることができる。検査、交換の際は注意 すること。		

番 号	実 施 項 目	点検時間 (Hr)
		9000
1	<p><u>寸度検査</u></p> <p>主翼前補桁ボルト孔 (TB No.200-018 実施済機は除く)                      マニュアル図 7-9 *1 詳細 B                      (参考) 図面寸法 : <math>\phi 9.505 \sim 9.530 \text{ mm}</math> </p>	○
2	<p>主翼後補桁ボルト孔 (TB No.200-018 実施済機は除く)                      マニュアル図 7-9 *1 詳細 C                      (参考) 図面寸法 : <math>\phi 9.505 \sim 9.530 \text{ mm}</math> </p>	○
3	<p>主翼主桁ウェブ翼胴結合ボルト孔                      マニュアル図 7-9 *1 詳細 A (C-1, C-2)                      (参考) 図面寸法 : <math>\phi 9.525 \sim 9.627 \text{ mm}</math> </p>	○
1	<p><u>摩耗検査 (摩耗寸度)</u></p> <p>フラップ・トルク・チューブ (ベアリング接触面)                      マニュアル図 8-5                      摩耗限界 : 0.5 mm</p> <p> ~  摩耗目安 : 公差の 150 % をこえる拡大。</p>	○
<p>*1 : マニュアル No.FA200-102、FA200-103 及び FA200-105 のマニュアルでは、当該図に相当する図番号は図 7-8 である。</p>		

時間限界部品の名称及び限界使用時間

時間限界部品の名称	限界使用時間	適用型式	備考
エンジン駆動燃料ポンプ出口部ティ AN783-6 又は 203-929110-3	3000 時間	-180 型 (-180AO 型を除く)	FA-200 SB200-004 に関連

時間交換部品の名称及び取扱要領

部 品 名	使用可能時間	処 置	備 考
エンジン	製造会社の指示に従う	オーバーホール	LYCOMING SI No.1009 最新版参照
オルタネータ	製造会社の指示に従う } *1	オーバーホール	-180 型のみ (-180AO を除く)
スタータ		オーバーホール	
マグネト		オーバーホール	
エンジン駆動燃料ポンプ		オーバーホール	
インジェクタ		オーバーホール	
キャブレタ		オーバーホール	
ガバナー		オーバーホール	
定速プロペラ	製造会社の指示に従う	オーバーホール	McCAULEY SB No.137 最新版参照
固定ピッチ・プロペラ	製造会社の指示に従う	オーバーホール	McCAULEY INFORMATION MANUAL No. MPC26 最新版参照
補助燃料ポンプ	1000 時間	オーバーホール	-180 型のみ (-180AO を除く)
真空ポンプ (RAP215CC のみ)	6 年 *2	オーバーホール	
真空系統フィルタ	500 時間	廃棄	
フルフロー・オイル・フィルタ	50 時間	廃棄	
マスターシリンダーの“O”リング	1000 時間又は 5 年 *3	廃棄	
非常信号灯	3 年	廃棄	
<p>*1 : LYCOMING SB No.240 最新版及び各製造会社の指示に従う。                  *2 : 製造会社の指示に従い、以下についても実施する。                  ①搭載後、初回 500 時間、その後、100 時間又は 1 年毎 (どちらか早い方) にベーン摩耗検査を実施する必要がある。ベーン摩耗量によっては使用可能時間に到達する前にオーバーホールが必要となる場合がある。                  ②真空ポンプ製造日から 6 年で内部部品の交換を実施する必要がある。                  *3 : いずれか早い方とする。5 年の起算日は装着年月日とする。</p>			

機能検査部品の名称及び取扱要領

部 品 名	機能検査間隔	備 考
高 度 計	24 ヶ月	いずれか早い方
回 転 計	24 ヶ月又は 1000 時間	